

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「第2編 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。

第2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第3編 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」「第3編 災害応急対策 第4章 避難行動」によるものとする。

第3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第3編 災害応急対策 第3章 消火、救助、救急、医療救護」「第3編 災害応急対策 第5章 交通、緊急輸送活動」によるものとする。